

豊橋市働きやすい職場づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市働きやすい職場づくり補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内の事業者等が実施する誰もが安心して働くことができる職場環境づくり（以下「環境整備」という。）を支援することで雇用の定着を図るとともに、企業の人材確保及び経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (2) ハード環境整備 補助金の交付を受けようとする者が行う、その事業の用に供するもの（以下「対象建物」という。）における環境整備をいう。
- (3) ソフト環境整備 補助金の交付を受けようとする者が行う、従業員それぞれが自分に合った働き方ができる制度の導入など、就業規則の見直しなどの環境整備をいう。
- (4) 従業員 雇用保険に加入している従業員をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率（補助限度額を含む。）及び申請期限は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税をいう。）を滞納している者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市働きやすい職場づくり補助金交付申請書（様式第1）に別表第1に掲げる書類を添えて、別表第2の申請期限までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市働きやすい職場づくり補助金交付決定通知書（様式第5）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。この場合において、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市働きやすい職場づくり補助金計画変更等承認申請書（様式第6）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めたとき

は、豊橋市働きやすい職場づくり補助金変更等承認通知書（様式第7）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市働きやすい職場づくり補助金実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 補助対象経費の支出を証する書類
- （2） 補助事業を実施したことが確認できる写真又は成果品
- （3） 建築基準法第6条第1項の規定に該当する工事の場合は、検査済証の写し
（補助金の額の確定）

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、豊橋市働きやすい職場づくり補助金確定通知書（様式第9）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）に定める期間を経過するまで、あらかじめ市長の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、財産処分の承認を受けようとするときは、豊橋市働きやすい職場づくり補助金に係る財産処分申請書（様式第10）に必要な書類を添付し、市長に対して財産処分の申請をするものとする。
- 3 補助事業者が前項の規定により市長の承認を得て処分することにより収入があると認めるときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 4 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的にしたがってその効率的な運営を図らなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(市事業への協力)

第15条 補助事業者は、本補助事業に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、協力するよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。